

平成29年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29年7月28日(金)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後3時20分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
	9番	坂本 正文		
			12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員				
議事録署名委員	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠 席 者 報 告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地法施行規則第17条による下限面積の設定について
議案第2号	農地法第3条による許可申請について
議案第3号	農地法第5条による許可申請について
議案第4号	神石高原町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第4回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	(挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして本日の農業委員の欠席者報告ですが14名全員の出席であります。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長にお願い致します。
議事録署名 委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。5番伊勢村春行委員と6番小里千恵子委員をお願いいたします。
議案第1号	議 長	議案第1号「農地法施行規則第17条による下限面積の設定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問あればよろしく申し上げます。下限面積の設定については毎年農業委員会において決議をするということになっておりますのでこの時期に実施させて頂いております。合わせて本町では施行規則17条第2項によりまして空き家バンク制度へ付随した土地については1aという下限面積を設定しておりますことをご承知頂いてと思います。神石高原町発足以来30aが継続されています。旧4町村の中では40a、30aとあったわけですがそれが30aと1本化されて実施されているというわけでございます。農地を取得する場合の下限面積30a以上の農地の所有ではなくて30a以上の耕作をしている方については農地の取得ができるという意味です。仮に自分の所有は10aですが第3者から25aの土地を借りて35aの農地を耕作をしている方については農地の取得ができるという風に理解して頂ければと思います。 ご意見、ご質問ありませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に入りたいと思います。 議案第1号「農地法施行規則第17条による下限面積の設定について」提案通り賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。提案通り決定することとします。
議案第2号	議 長	続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議案とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございます担当推進委員による現地調査をお願いしております

		す。報告をお願いします。
	小寺推進委員	高蓋・木津和地区担当の小寺です。受付番号3-6について報告します。場所は[]の[]、[]になります。[] []くらい[]の場所になります。調査日は7月19日に佐伯会長と調査しました。調査内容は申請者である譲渡人は[]と高齢であり維持管理が困難であることから今回譲渡したいとのことです。譲受人に関しましては譲渡人の息子さんで生前贈与により農業を継承されるとのことです。申請内容については問題ないと思われます。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-7の案件をお願いします。
	酒井推進委員	上豊松・笹尾地区担当の酒井です。受付番号3-7について報告します。場所は[]から[]から[]のところへあります。調査日は7月16日に大埤農業委員と調査いたしました。申請者である譲渡人は相続により所有者となられましたが居住地が遠距離で高齢のため維持管理が困難であるため譲渡したいとのことです。譲渡人につきましては以前より申請地の一部を利用権設定により耕作していました。譲渡人との合意により所有権移転の申請を出されました。現在、意欲的に営農に取組まれており今回の申請も規模拡大のため問題ないと思われます。以上です。
	議長	ありがとうございました。3条申請による調査結果の報告を頂きました。ご意見ご質問ありましたらよろしくをお願いします。
	議長	無いようですので採決に移ります。 議案第2号「農地法第3条による許可申請について」賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	今井推進委員	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号5-10について報告します。場所については[]から[]を[] 入ったところにあります。7月28日美田農業委員同行のもと調査いたしました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますが現在高齢のため作付されておらず農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可要件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-11の案件をお願いします。

	酒井推進委員	酒井です。受付番号5-11について報告します。場所は[]から[]のところへあります。調査日は7月16日で大埕農業委員と調査しました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますが農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地でその他2種農地です。譲渡人は相続により農地を所有しましたが遠方に住まわれているため耕作するのが困難で今回農地を売却したいとのこと。周辺の農地や民家に影響はないと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-12、5-13の案件についてお願いします。
	中岡推進委員	上、父木野地区担当の中岡です。受付番号5-12、5-13について報告します。場所は[]のすぐ[]にあります。調査は7月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中にはありますが農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。譲渡人は高齢により耕作を続けることが困難になり今回農地を賃貸し今後の生活資金に充てたいとのこと。5-13の譲渡人は相続により当農地を所有していましたが会社員のかたであり耕作するのが困難なため賃貸して土地の有効利用したいとの事です。周辺の農地や農家にも影響ないものと思われます。また経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可案件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。5条申請に対する調査の報告をして頂きました。ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。
	伊勢村正治 農業委員	3条、5条で土地の売買があると思うんですが最近どのくらいの値段でやり取りされているんでしょうか。
	事務局長	まず3条ですが今回のケースのように全て農地を引き受けたい、又は引き受けてもらいたいというのが多くございまして今回の3-7の場合などは無償です。空き家バンクになってくると山林も農地も家も全てひっくるめてというのが多くあっていくらというものが難しくなっています。5条は面積にもよるんですけど今回の5-10で面積が1800㎡くらいの所で[]、5-11の方は面積677㎡で[]。一概にいくらというのが分かりにくいです。あと売り手の方がどうしても売りたいとなると価格を下げてでも売りたいと。現在、農業委員会の方では価格調査は行わないんですがいくらと言うのが言いにくい状態が続いている状態です。
	伊勢村農業委員	ありがとうございました。
	議長	太陽光発電を設置する土地については県下全体に見ても割合高値で取引されています。農業を引き続きやる農地については先ほど話が合ったように相場がありません。ほかの地区を聞いてみても基盤整備をした田んぼで

		<p>30万、50万という声が出ています。今回、病院や庁舎が新築されますがそういうところには高値がつくだろうと思います。しかし高くなりすぎると近隣の農業継続をする場合の流動化が完全に止まってしまうという危険性が起きてくるだろうと思います。</p> <p>他にございませんか？無いようですので採決に移りたいと思います。</p> <p>議案第3号「農地法第5条による許可申請について」許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
議案第4号	議長	<p>続きまして議案第4号「神石高原町農業委員会農地等の利用最適化に関する指針の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
	事務局長	(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>無いようですので採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第4号「神石高原町農業委員会農地等の利用最適化に関する指針の策定について」許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。提案通り指針とさせていただきます。</p>
報告第1号	議長	<p>続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。事務局は報告をお願いします。</p>
	事務局長	(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。推進委員による現地調査をお願いしております。報告をお願いします。</p>
	小寺推進委員	<p>受付番号7-1について報告します。場所は[]で[]から[]に[]がありまして[]差[]近くにあたります。調査日時は7月19日に佐伯会長と調査しました。事業者はKDDI株式会社で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容は携帯電話の基地局建設のために地上高12mのコンクリート柱を設置するものです。周辺農地への影響もないものと思われ農地の所有者、並びに耕作者の了解も得られ併せて周辺住人にも説明されており問題ないと思われ。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。</p>
	伊勢村春行 農業委員	これはもう完成しているのですか？
	議長	まだ完成していません。この地区で今建っているのがNTTで今回新たに

		<p>KDDIがこの手前の方に設置をするということです。他にございませんか。無いようでしたら報告とします。</p> <p>以上で審議頂く内容は終了しました。以上で総会を終わります。</p>
		<p>午後2時30分</p>